

募集要項に関する質問への回答

No	頁	1章	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	7	3章	2	(3)		工事監理	意匠設計事務所がDBO構成企業として監理業務を行う場合、構造、設備の監理については、その意匠設計事務所の下請けとして構造、設備設計事務所が業務を行っても宜しいでしょうか。（構造、設備設計事務所はDBO構成企業ではなく、意匠設計事務所から直接業務を委託する下請けという扱い）	市の事前の書面による承諾を受けた場合、構成企業である意匠設計事務所から第三者に、工事監理業務の一部（構造、設備の監理等）を委託することが可能です。